

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、輸入依存度の高い麦、大豆、そばの安定供給により、畑作物の新たな産地形成と複合経営による農業経営の安定を図るため、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、営農集団等（以下「補助事業者等」という。）に対し、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付する。

2 県が直接補助金を交付しない補助事業者等（以下「間接補助事業者等」という。）が同表に掲げる事業を行う場合に、市町村が補助するときの当該補助に要する経費については、市町村に対して交付するものとする。

3 補助金の額は補助事業ごとに同表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限及び提出部数は知事が別に定める。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない補助事業者等に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 別表「事業名」の欄に掲げる1の事業にあつては、国から付された補助金交付の条件を遵守するために必要な事項について補助事業者が従うべきこと。

(2) 補助事業者等に対し補助金を交付するときは、規則第18条に準じた規定を設けること。

(3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、処分制限期間内に承認をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 補助事業者等（間接補助事業者等を含む。）は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

（変更の承認申請）

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況の報告）

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業遂行状況報告書（第4号様式）により、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、当該年度の1月10日まで行うものとする。ただし、当該年度の12月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

2 補助事業者等は、当該事業が完了したときは速やかにふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金実績報告書（第1号様式）により、当該事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行なうものとする。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者等は、事業が完了した場合は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付請求書（第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）
2 その取得価格が10万円（国庫補助事業により取得したものは50万円）を超えるもの	別表に定められている財産の処分制限期間

（会計帳簿の整備等）

第13条 補助事業者等（間接補助事業者等を含む。）は、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、これらに加え、別表の「事業名」の欄に掲げる1の国庫事業補助金の交付を受けた補助事業者等（間接補助事業者等を含む。）が市町村の場合にあっては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該市町村の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（第8号様式）を作成し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- 2 補助事業者等は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第9号様式）を前条第1項に規定する期間内備えておかなければならない。

（権限の委任）

第14条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、農林事務所長に委任する（事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。）。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第2条、第5条関係）

事業名	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 麦・大豆生産技術向上事業	次に掲げる事業メニューの実施に要する経費 (1) 生産性向上の推進 (2) 新たな営農技術等の導入 (3) 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 (4) 都道府県及び市町村による生産性向上の取組	定額 定額 (上限 10 千円/10a) 1 / 2 以内 1 / 2 以内	ア 経費の区分(1)から(4)までの経費の相互間における国庫補助金の30%を超える配分変更 イ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 ウ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	ア 事業実施主体の変更 イ 事業目的の変更 ウ 主たる事業内容の変更
2 ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（県単）	次に掲げる事業メニューの実施に要する経費 (1) 持続的な畑作物生産・供給モデル事業 ア モデルとなる生産条件整備 イ 収量・品質確保対策 (2) 作付転換拡大支援	1 / 2 以内 定額 (上限 10 千円/10a) 定額	ア 事業費の20%を超える増減 イ 補助金の増額	ア 事業実施主体の変更 イ 事業目的の変更 ウ 主たる事業内容の変更